

八大緑遊会

会 則

(名 称)

第一条 この団体(以下 本会という)は八大緑遊会という。
(英名:H O Greenery Club)

(目 的)

第二条 本会は、緑地の保全・再生の活動を行うことにより良好な自然環境を守ることがを目的とし、合わせて地域の人達との親睦・交流の促進を図る。

(活 動)

第三条 この目的を達成するため、次の活動を行う。
(1) 雑木林の下草刈り、伐採、植樹等の保全・再生のための作業、自然環境調査。
(2) 市民、子ども達が参加する緑地保全体験・自然体験学習の開催。
(3) その他、この目的を達成するための活動。

(事務所)

第四条 事務所の所在地を東京都八王子市に置く。

(会 員)

第五条 本会の目的に賛同する方は誰でも会員となる。

(役員・幹事とその任期)

第六条 本会には次の役員を置く。
(1) 会長、副会長(若干名)、事務局長、会計、監査。
(2) 役員任期は1年とし再任を妨げない。
(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その職務を代行する。
(幹事) 本会の活動を円滑に行うため、役員のほか幹事(若干名)を置く。

(運 営)

第七条 本会の運営を円滑に行うため総会・運営会議・事務局を設ける。
(1) 運営会議は役員・幹事で構成し、適時開催し、主要な事項(総会提案事項など)を協議し決定する。
(2) 活動の方針、計画、実績、役員の変更、その他重要事項に関し総会の承認を得る。
(3) 通常の業務を行うための事務局を置く。

(会 費)

第八条 会員の会費を次のように定める。
1人 年間 1千円

(退 会)

第九条 次の時は本会を退会する。
(1) 本人が退会を申し出たとき。
(2) 会費を2年間続けて未納のとき。

(相談役)

第十条 相談役を置くことができる。

(慶 弔)

第十一条 現役で会の活動に活躍した会員が逝去した場合は御香典(5千円)をお供えする。

付則: この会則は、八大緑遊会が定款(平成12年4月1日より平成25年3月31日の間に執行)として定めてきた内容を改定し、平成25年4月1日より執行する。

平成29年3月8日 第十一条を付加する。